

宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をする場合

- ①成年であること。
- ②深谷市内に住所を有している、または転入を予定していること。
※同居は要件としない。
- ③配偶者（事実婚を含む。）及びほかにパートナーシップにある者がいないこと。
- ④近親者でないこと。
ただし、養子縁組によって近親者になった者を除く。

ファミリーシップにある者を含む場合

- ①宣誓者双方又は一方の子（養子を含む）、親（養親を含む）など。
- ②家族として継続的な共同生活を行っている関係又は行うことを約束した関係であること。
- ③15歳以上である者について本人の同意があること。

相談窓口「にじの架け橋」



性的指向・性自認に関する相談も受け付けています。
秘密は守ります。
匿名でもOKです。

電話相談（予約不要）
面談相談（予約制）
平日（祝日、年末年始を除く）
10時～12時、13時～15時

メール相談
随時受付
回答は翌開庁日以降となります。

※手続きや利用できるサービス、相談窓口等の詳細については、市ホームページをご覧ください。



パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓
制度について



相談について

予約・問合せ先

深谷市人権政策課
深谷市仲町11番1号
TEL:048-574-6643

E-mail:jinken@city.fukaya.saitama.jp